



## 序章

### 1. 策定の背景と目的

私たちのふるさと大崎市は、平成 18 年 3 月 31 日に古川市、松山町、三本木町、鹿島台町、岩出山町、鳴子町及び田尻町の 1 市 6 町が合併し、誕生しました。雄大な自然や、先人が培ってきた豊かな田園景観、これまで旧市町が培ってきた歴史、連綿と受け継がれてきた伝統や文化など、自然と人の営みが共生してきた景観が随所で見られます。

荒雄岳を源とする江合川と船形連峰を源とする鳴瀬川が市域を貫流し、その支流に沿って、世界農業遺産に認定された大崎耕土が形成され、その背景をなす北部と西部には、丘陵地が連なり、里山の景観が広がっています。

大崎市は歴史においても、宿場町や城下町、温泉街として栄えた背景をもち、岩出山伊達家や松山茂庭家等にゆかりのある史跡や、米どころの醸造文化を伝える蔵、湯治文化の薫る街並み景観などを形成してきました。平成 28 年 3 月に策定された「明日の日本を支える観光ビジョン」では、観光振興に資する美しい景観づくりが進められるべき主要な観光地として鳴子温泉地域が位置づけられています。

こうした多様な景観は、私たちに安らぎや潤い、ふるさとへの愛着や誇りを感じさせるものであり、未来の子どもたちのために引き継いでいく大崎市の「宝」です。この大崎市の「宝」を引き継いでいくためには、市民一人ひとりが積極的に景観を意識し、事業者や行政とともに関わることが大切です。それにより、地域の特性についてさらに理解が深まり、地域への愛着や誇りの育成につながります。

本計画は、景観法に基づく諸制度を活用するとともに、市民や事業者、行政が協働して良好な景観の保全・形成に取り組み、こうした多様な景観を守り、育てるとともに、地域の資源として再認識し、相互の調和を図りながら、一層の愛着と親しみ・誇りを育み、美しい「大崎市」を創り上げることを目的とします。

## 2. 計画の役割

### (1) 景観計画とは

景観計画は、景観行政団体が良好な景観の形成を図るため、景観法に基づく諸制度を活用し、対象となる区域、良好な景観の形成に関する基本的な方針、行為の制限に関する事項等を定める計画です。

併せて、市民や事業者、行政が協働して良好な景観の保全・形成に取り組むことを目指す、本市の景観づくりのマスタープランとなる基本的な計画です。



### (2) 景観法と景観行政団体

全国各地では、急速な都市化の進展、経済性や効率性を重視した都市形成により、美しさに配慮を欠いた雑然とした景観、無個性・均一的な景観が各地で見られるようになってきました。

その一方で、近年、美しい街並みなど、良好な景観づくりに関する国民の関心やニーズが高まる中、多くの地域において、景観づくりの取り組みが見られるようになりました。

このような背景を踏まえ、平成16年6月に、我が国で初めての景観に関する総合的な法律として、「景観法」が制定されました。

景観法では、景観行政を一元化し、景観行政を担う主体を「景観行政団体」と位置づけています。政令指定都市、中核市は自動的に景観行政団体となりますが、その他の市町村も、都道府県との協議により、景観行政団体となることができます。これら以外の地域は、都道府県が景観行政団体となります。

本市は、平成30年11月から、県との協議を経て景観行政団体となりました。景観法に基づく景観計画の策定と景観条例の制定により、実効性の高い景観行政に取り組んでいきます。

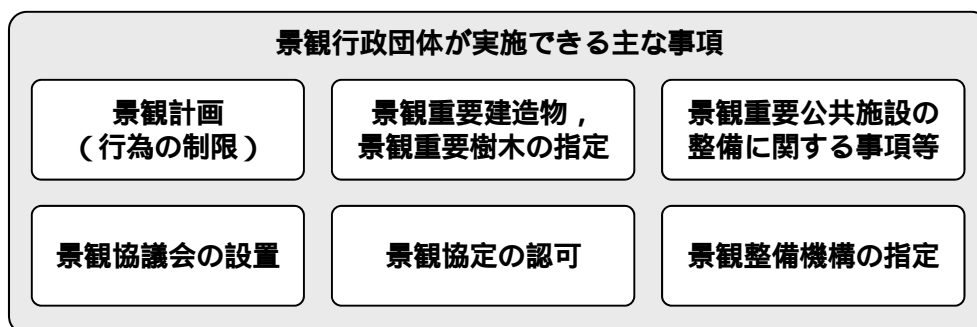
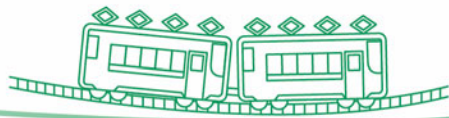


図 景観行政団体が実施できる主な事項



### 3. 計画の位置づけ

本計画は、景観法に基づく景観行政団体である本市が、総合計画における将来像である「宝の都（くに）・大崎～ずっとおおさき・いつかはおおさき～」の実現に向け、景観の観点から推進するものです。本市の景観づくりの指針として、環境や農林業、文化財、観光などの関連する分野の計画と横断的な連携を図りながら、平成29年に世界農業遺産に認定された「持続可能な水田農業を支える『大崎耕土』の伝統的水管理システム」などの地域の特性を活かした景観の規制・誘導を行います。本市の一部の地域ではこれまでも、大崎市松山地域街なみ景観整備条例や大崎市景観形成補助金交付要綱などによって、良好な景観の形成が図られてきました。本計画は、これらの制度を踏襲した上で、市全域を対象とした、良好な景観の形成を図るための基本的な計画として、位置づけます。

また、本計画の策定にあたっては、持続可能な開発目標（SDGs）の17の目標を景観づくりの目標に関連づけて取り組むことで、SDGsの達成に資することとします。

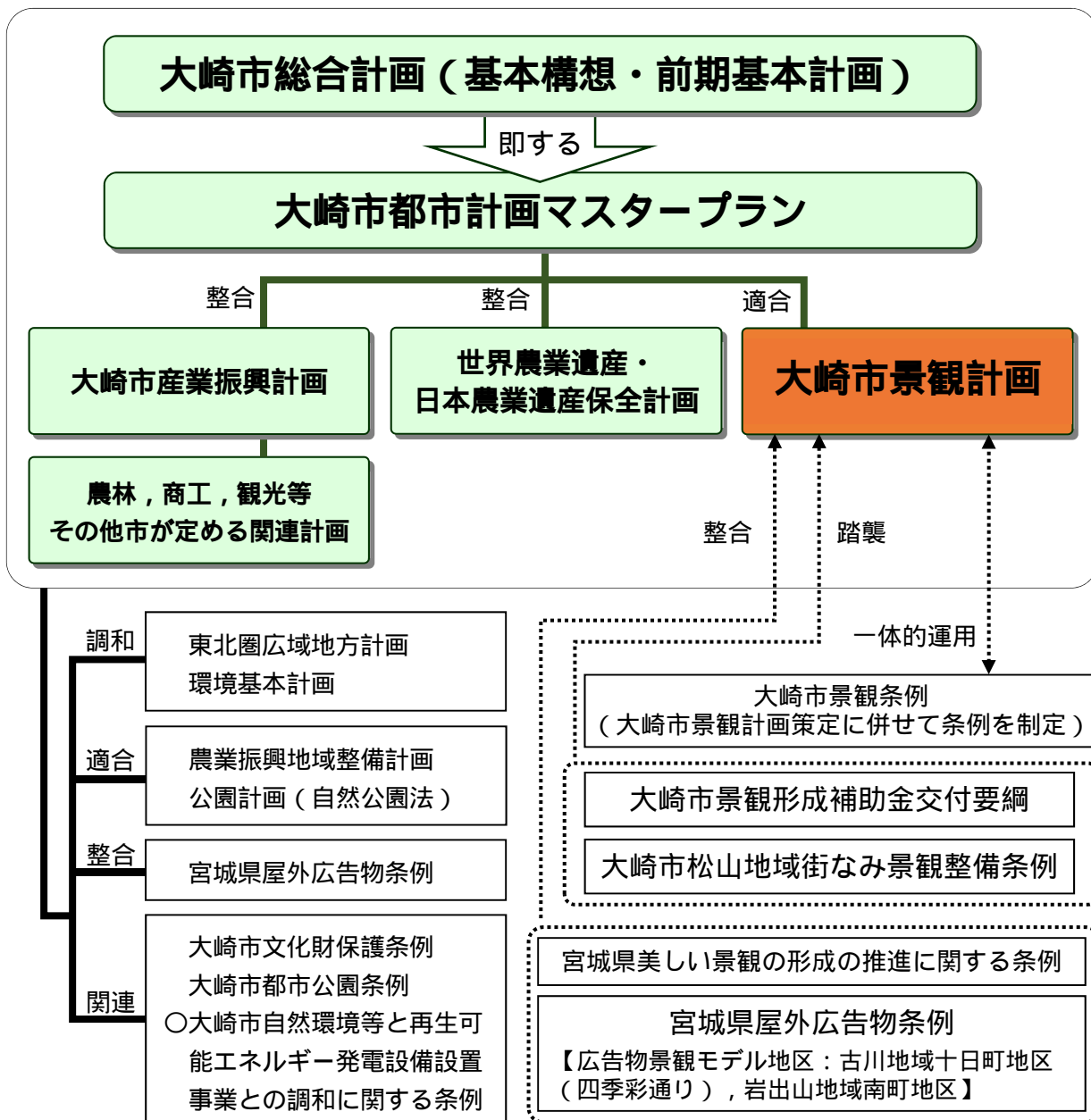


図 上位・関連計画

## 4. 景観計画の取り組みの流れ

景観計画は、景観形成の進捗状況に応じて適宜見直し、充実させる必要があります。本計画は、これまでの景観施策を継承しつつ、地域の景観形成の取り組み、まちづくりの規模に応じて、計画内容を徐々に充実させていく成長型の計画の枠組みとします。

### ○ 第1段階（景観計画策定時）

本市らしい景観形成に向けて、景観計画区域を景観類型ごとに区分し、景観法を活用した届出制度など、ゆるやかな規制・誘導の枠組みを構築するとともに、計画を広く周知するための広報・啓発活動を行います。

### ○ 第2段階（発展期）

景観計画の運用状況の評価を適宜実施するとともに、規制・誘導の仕組みや計画の推進体制などの充実を図ります。また、他の地区の景観形成の手本となるような、質の高い取り組みが行われている地区を景観形成重点地区に指定するなど、地域における特性や景観形成の状況を踏まえ重点的な景観づくりを推進します。

このようにステップアップしていく成長型の計画とすることによって、まずは第1段階でしっかりと市全体としての良好な景観の下地を作ることによって市民の景観への意識を高め、第2段階（令和3年度以降）では、市民の意識を高めるとともに、多様な提案や取り巻く諸情勢・環境の変化に対応していきます。

また、地区における協定（ルール）づくりの支援、住民発議による景観計画の提案を支援するための仕組みを整備するほか、市民・事業者の活動支援の枠組みを充実し、市民・事業者・行政の協働のもと、さらなる良好な景観形成へとつなげていくよう努めます。

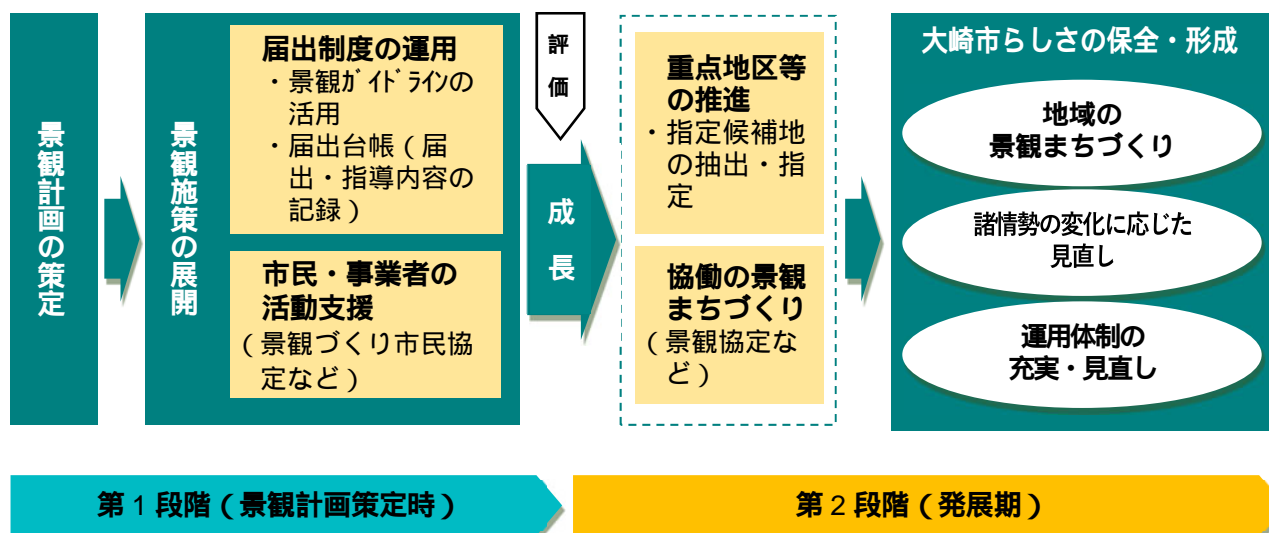


図 景観計画の取り組みの流れ



**【参考】 景観について**（出典：国土交通省 景観まちづくり学習の手引き）

「景観」とは、まちや地域がどのように見えるか、ということですが、その字が示す通り、対象となる景（風景、景色）があり、それを観る人がいて、はじめて成り立つものです。「景観」は、それを観る人の心に現れる景色だとも言えるでしょう。

「景観」には、地域の歴史、地勢や生態系などの風土、文化や伝統、技術の進歩や法律等の制度などと人々の暮らしや経済活動などのさまざまな背景があります。「景観」には、人間と環境の関係が現れているのです。

**コラム「世界農業遺産-持続可能な水田農業を支える「大崎耕土」の伝統的水管理システム-**

大崎耕土<sup>※</sup>は「江合川」「鳴瀬川」の流域に広がる野谷地や湿地を利用し、水田農業地帯として発展しています。しかし農業を行うにあたり、季節風「やませ」による冷害や地形が原因で起きる洪水や渇水という大きな問題が発生していました。これらを解決するため、中世から大崎耕土を流れる江合川・鳴瀬川の河川流域に約 1,300 箇所にあつた「取水堰（しゅすいげき）<sup>※</sup>」や「隧道・潜穴（ずいどう・せんけつ）<sup>※</sup>」「用排水路」「ため池」「遊水地」が設けられ、現代でも受け継がれています。

※大崎耕土…江合川・鳴瀬川の2つの河川流域に広がる河川氾濫原を拓き、広域の水田農業地帯として発展してきた本地域の呼称。430年前、伊達政宗の先見性をもった農業政策を背景として、豊饒の大地として発展してきた。

※取水堰…河川から農業に使うための水を引き入れるための仕組み。

※隧道・潜穴…水管理のために掘られたトンネル。

**【年間を通して行われる水管理】**



これらの水管理は、農家の地縁的な結びつきである組織「契約講（けいやくこう）」が基盤となって行われています。